

第1期第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画の概要

1 背景及び目的

ニホンザル(以下、サル)は、戦後の乱獲等によって分布域が減少したものの、昭和53年から平成15年までの25年間に分布域は1.5倍に拡大した(環境省自然環境局生物多様性センター2004)。一方、中山間地域や都市部への分布域の拡大に伴い、全国的に農業被害及び人的被害等が顕在化している。

本県では、全国的な分布拡大と同調して県下広域で被害問題が増加する傾向にあり、有害鳥獣捕獲や防護柵の設置、地域への啓発活動等による被害防除対策の強化による総合的な被害対策を推進してきた。さらに、平成20年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(以下、「鳥獣被害防止特措法」)を踏まえ、市町と連携し一層の被害防除に取り組んできたが、依然として被害問題の解消には至っていない。

こうしたなか、平成27年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が施行され、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と、特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

このため、生物多様性の確保、農林業の健全な発展等の観点から、サル個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準まで減少させ、かつその生息地を適正な範囲に縮小させるため、特に管理が必要な鳥獣に指定し、第1期第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画を策定する。

2 計画の期間

「第11次鳥獣保護管理事業計画」(計画期間:平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)との整合性を図るため、第1期となる本計画の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

3 管理を行う区域

山口県全域

4 管理の目標等

(1) 現状

① 生息環境

本県の林野面積は約43万8千haで、県土に占める割合は72%。平成22年の耕作放棄地面積は約4千haで、昭和50年の約2倍に増加

② 生息状況及び捕獲状況

主な生息域は、岩国市・柳井市・田布施町・下松市・光市・周南市・山口市・防府市・宇部市・美祢市・山陽小野田市・下関市・長門市・萩市・阿武町の15市町にまたがっている。

なお、平成17年度の県による生息状況調査では、28群、約1,500頭の生息が確

認されていたが、平成 27 年度の調査では、15 市町で 119 群、3,500 から 5,000 頭と増加が確認されている。

また、捕獲は、有害鳥獣捕獲により行われ、捕獲頭数は増加傾向。平成 26 年度には過去最高の 763 頭を捕獲（表 1）

表 1 近年のサル捕獲頭数の推移

（単位：頭）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有害捕獲	401	281	471	549	763

(2) 被害状況及び被害防除対策

主な被害は野菜、果樹、水稲、イモ類等。平成 22 年度には 1 億 8 千万円を超える被害が発生(表 2)。被害防除対策として、有害鳥獣捕獲、追い払いが実施されている。

表 2 野生鳥獣全体に占めるサルによる農林業被害額の推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成20年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
鳥獣被害全体	647	721	801	680	589	540	537
サル被害	138	148	187	154	92	115	109
(割合)	21.3	20.5	23.3	22.6	15.6	21.3	20.3

(3) 狩猟者の状況

狩猟者登録数は、昭和 43 年度から 53 年度にかけてピーク(昭和 51 年度 9,347 人)に達し、その後減少、平成 22 年度は 3,039 人。第一種銃猟登録者が減少し、網・わな猟登録者は増加

近年、60 歳以上の狩猟免許所持者が増加し、全体の約 8 割を占め、高齢化が顕著

(4) 管理の目標

今後 10 年で、適正な被害防除対策を講じた状況下において、農林業被害や生活環境被害等が顕在化しない状態にすることを目標とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

県と市町との役割分担を明確にし、捕獲対策に加え、被害管理・生息地管理及び担い手対策を総合的に推進する。また、保全上のリスクに備え、生息状況を適正にモニタリングしつつ、捕獲数や被害金額等の推移を把握した上で計画を評価し、今後の施策にフィードバックさせる。

5 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

サルは母系集団の群れを形成し、比較的安定的な行動圏をもつという生態学的な特徴を有しているため、群れを管理の最小単位とする。

(2) 個体群管理の目標

被害防除対策を強化するとともに、効果的な捕獲を行うことで、群れの農耕地・市街地への分布拡大を防止し、加害群の加害レベルを逡減させ、被害のないレベル0を目指す。

(3) 個体群管理の方法

- ① 加害群の分布、数、群れごとの個体数、加害レベルを評価することにより、群れの特性に応じた捕獲目標頭数・捕獲オプション・捕獲方法を検討し、適正な捕獲を実行する。
- ② 地域における被害防除意識を向上させ、適切な被害防除対策の推進を図る。
- ③ 市町との役割分担を踏まえた総合的被害対策の推進、効率的な対策技術の研究・開発の推進を図る。

6 生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の指定による生息環境の保護を図るとともに、耕作放棄地の解消等集落環境の改善に努める。

7 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

被害防除対策の強化を行うとともに、効果的な捕獲を行うこととしており、集落ぐるみでの追い払い、防護柵の設置、集落での誘因物の除去や緩衝帯整備等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進める。

- ① 農林業者への総合的な被害防除対策の普及啓発
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除技術の開発、実施

(2) ハナレザルの取扱

農地に出没し農作物への加害を繰り返す個体や、市街地へ出没し生活環境被害を起こす個体については、積極的に捕獲することとする。

(3) 調査研究

適正な管理を推進するため、県農林総合技術センターと連携し生息状況調査の実施、新規技術の開発等を行う。また、市町や関係団体とも連携し、モニタリングデータの蓄積に努める。

(4) 計画の推進体制

行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。また、市町や関係機関との連携強化を図る。

(5) 計画の進行管理

計画的なサルの管理を行うため、「サル対策検討会」及び「自然環境保全審議会鳥獣保護部会」等の関係機関、個体群を共有し関係する地方自治体（他県および市町村）との連携強化を図る。